

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年5月22日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝エレクトロニクスヨーロッパ社(以下「TEE」)に対して提起されていた訴訟が解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝エレクトロニクスヨーロッパ社  
住 所 Hansaallee 181, D-40549 Dusseldorf, Germany  
代表者 森永 明 (President)

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

2016年5月18日

(3) 当該訴訟を提起した者(以下総称して「原告」)の名称及び住所

名 称 Granville Technology Group Limited  
住 所 C/O Grant Thornton UK LLP. 30 Finsbury Square, London, UK

名 称 VMT Limited  
住 所 C/O Grant Thornton UK LLP. 30 Finsbury Square, London, UK

名 称 OT Computers Limited  
住 所 Malzard House, 15 Union Street, St Helier, Jersey Channel Islands, UK

いずれの原告も清算手続中の法人です。

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

当社グループがDRAMにかかる欧州競争法違反に関与し、それにより損害を受けたとして、DRAM製品を購入した原告がTEEに対して損害賠償請求訴訟を提起し、係争中でした。原告は訴状の中で請求額を明らかにしておりませんでした。

(5) 当該訴訟の解決があった年月日、解決の内容及び損害賠償支払金額

解決があった年月日

2018年5月18日

解決の内容及び損害賠償支払金額

当社グループは、原告に対して和解金500,000ポンド(74百万円)を支払い、原告は訴訟を取下げ、いずれの当事者も責任を認めることなく和解によって解決しました。

以 上